東日本大震災被災者支援事業実施要領

JA 福島共助会

１．目　　的　　東日本大震災により、被災された県内の農林漁業団体および役職員、またその家族に対し、寄付行為第３条の「目的」に沿って支援を行うものとする。

２．対　　象　　共助会加入団体および６月１日現在在籍している会員

３．支援の内容

（１）掛金免除　　共助会制度掛金を医療費の「免除証明書」を交付された会員に対し免除する。

ただし、退職互助制度掛金の免除は行わない。

また、免除期間中の医療費の請求は行えないものとする。

（２）災害給付金　被災証明書または、罹災証明書を交付された会員で、医療費の「免除証明書」を交付された会員に対し、一時金で団体を通して給付する。

給付金額は、１０万円とする。

４．実施期間

（１）掛金免除　　医療費の「免除証明書」の対象期間を免除期間とし、平成２３年７月から、対象期間終了月までの掛金を免除する。

８月５日までの受付分については、７月分より免除とし、それ以降の受付分については、受付締切日の属する月からの免除とする。

（２）災害給付金　平成２３年７月５日から平成２４年３月５日までを申請期間とする。

５．申請および請求方法

災害給付金および掛金免除について、別紙「災害給付金掛金免除申請書」に、必要事項を記入、押印し「免除証明書」の写しを添付し提出する。

添付書類は、医療費の「免除証明書」以外は認めないものとする。

提出期限は、毎月５日とする。（５日が日、祝日の場合は、翌日を締切日とする。）

提出された申請書は審査のうえ、掛金の免除、災害給付金を給付するものとする。

災害給付金は、受付月の２５日（２５日が日、祝日の場合は翌日）に団体宛給付する。

６．予算措置　　共助会単年度収支で不足する場合は、共助会積立金を取り崩して対応する。

７．その他　　この要領に定める事のほか、支援に関し必要な事項は理事長が定める。

この要領は、平成２３年７月１日から施行する。